

沖縄労働局発表  
平成28年3月1日

担当	沖縄労働局労働基準部 監督課長 橋本 泰明 監察監督官 嘉手納 尚 電話：098-868-4303
----	--

## 雇用の質の向上を目指し

『労働条件明示・書面交付強化月間（3 / 1～31）』

を実施します。

県内の求人倍率が復帰後の最高値を継続して更新するなど、雇用情勢は回復傾向を示しているものの、沖縄労働局、労働基準監督署、ハローワークに寄せられる労働相談は未だ高い水準で推移している状況にあります。

労働条件が書面で明示されていないことを原因とするトラブルも依然として多く見受けられ、トラブルの未然防止を図り、「雇用の質」の向上を図る観点からも労働条件書面明示の履行確保が大きな課題となっています。

このため沖縄労働局では、労働条件書面明示の履行確保の徹底を図るため、新規採用が最も多い4月を控えた「3月」を「労働条件明示・書面交付強化月間」と位置づけ、「平成27年度労働条件明示・書面交付強化月間実施要綱」（別添参照）を策定し、労働局及び県内すべての労働基準監督署、ハローワークが一体となって本取組を推進することとしています。

### 【月間中の主な取り組み】

- ・ 県及び各市町村への周知協力要請等県民への啓発
- ・ 主要な労使団体（計10団体）、各地区商工会への周知協力要請
- ・ 労働局、労働基準監督署、ハローワーク一体となった周知啓発活動（懸垂幕、ポスター、のぼり旗等の掲示）
- ・ ハローワークにおける求人事業場、求職者へのリーフレット等の直接配布

など

参考

### 労働基準法第15条（労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、書面を交付する方法により明示しなければならない。

## 平成 27 年度労働条件明示・書面交付強化月間実施要綱

### 1 趣旨

労働条件の明示については、労働基準法第 15 条及び労働基準法施行規則第 5 条により、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面交付する方法により明示しなければならないこととされており、労働者を雇用する全ての事業主の責務である。

しかしながら、労働基準法第 15 条に係る違反率は依然として高い状況にあり、また、沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所に寄せられる各種の相談において、労働条件を書面で交付する方法により明示されていないことが原因となるトラブルが依然として散見されるところである。

労使間におけるトラブルの発生は、双方に大きな不利益をもたらすものであり、これらのトラブルを未然に防止し、安心して働けるようにするため、労働条件通知書の書面交付の徹底を図ることが肝要である。また、労働条件明示の書面交付が定着することにより「雇用の質」の向上にも繋がっていくものである。

そのため、労働者の新規採用が最も多い新年度に入る前の 3 月に、労働条件明示・書面交付制度の更なる周知、徹底の強化を図ることとする。

### 2 実施期間

平成 28 年 3 月 1 日から同月 31 日まで

### 3 主唱

沖縄労働局

### 4 期間中の実施事項

#### (1) 広報の取組

労働局

ア 県庁記者クラブでの発表

イ 沖縄都市モノレール車内及び駅構内への掲示

労働基準監督署

宮古、八重山署管内の地元紙への発表

#### (2) 市町村、関係団体等への協力要請の取組

労働局

ア 沖縄県及び県内全市町村へポスター、パンフレットを送付し、掲示等による周知を要請

イ 労使関係団体に対して機関紙への掲載等による会員等への周知を要請

(3) その他の取組

労働局

ア 局内にポスターの掲示、のぼり旗の設置

イ 電光掲示板による月間の表示

ウ 各課室窓口にパンフレット、リーフレットの備え付け

エ 各種説明会等におけるパンフレット、リーフレットの配布

労働基準監督署、公共職業安定所

ア 署所内にポスターの掲示、のぼり旗の設置による周知啓発

イ 署所建物への懸垂幕の設置

ウ 相談窓口等にパンフレット、リーフレットの備え付け

エ 求人事業所への直接配布

オ 各種説明会等におけるパンフレット、リーフレットの配布

お互いの絆を照らす

## 労働条件通知書の書面交付

- ☑ 労働者を採用するときは、労働条件通知書を必ず交付しましょう。
- ☑ 事業場に採用されたら、交付された労働条件通知書を確認しましょう。



3月は

労働条件明示・書面交付  
強化月間

沖縄労働局・労働基準監督署・ハローワーク